



にしかま

鎌倉市立西鎌倉小学校 学校通信
令和4年度 第11号 (R5.3.1)
校長 河合 幸子

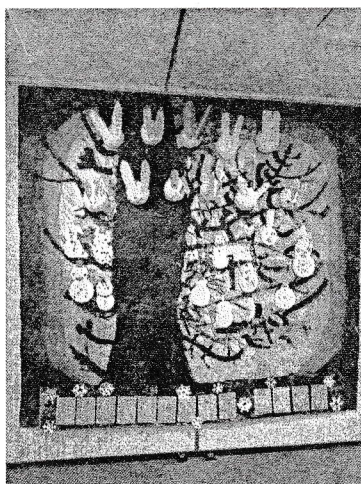
学校教育目標

「自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち、仲間と、地域と、自然と共に、たくましく生きる児童の育成」
めざすこども像 (に) (し) (か) (ま) 「(に)こやかでさわやかな子」「(し)んせつでおもいやりのある子」
「(か)んがえる力をみがく子」「(ま)じめでつよくたくましい子」

2月中はインフルエンザの大流行で神奈川県でも9日には3年ぶりの注意報を発令していましたが、本校でもその猛威により、7クラスと1学年で学級閉鎖・学年閉鎖の措置をとることになりました。閉鎖期間が重なって授業参観・懇談会が直前で延期になってしまった学年もありましたが、予定通り実施できた学年の保護者の皆様にはお忙しい中をご参加いただき、ありがとうございました。直接、お子さんの様子を見ていただき、教職員とコミュニケーションをとっていただく機会を今後も大切にしていきたいと思います。また、先月は4年生で平和講演や鎌倉国宝館の方の出前授業、2年生で馬頭琴についての出前授業があり、外部のお力をお借りしての学習が活発に行われました。

みんななかま展

2月14日(火)～19日(日)藤沢市民ギャラリー(ODAKYU 湘南 GATE 6階)で第45回みんななかま展が開催されました。鎌倉・茅ヶ崎・藤沢・逗子・葉山の特別支援学級、特別支援学校、地域作業所の皆さんが参加し、本校やまゆり級の児童の力作も展示されました。やまゆり級児童も15日(水)には現地に足を運び、さまざまな作品を見学してきました。



(左) みんななかま展のチラシ

(右) やまゆり級の作品展示の様子

やまゆり級のみinnでローラーも使いながら、雪明りの中のモチモチの木の世界を表現し、そこに雪だるまと今年の干支であるかわいいウサギを並べました。

地域での学習 (消防署見学・交番見学)

1月24日から2月17日にかけて、3年生4クラスはクラスごとに鎌倉消防署深沢出張所と鎌倉警察署深沢交番に見学に行かせていただきました。社会科の学習「地域の安全を守る」という単元で、消防署では救急車や消防自動車について説明を受け、防火衣の着用体験や、訓練の様子の見学をしました。交番では警察署や交番の仕事について説明を受け、おまわりさんの持ち物を見せていただいたり、交番の入り口まで案内していただいたり、パトカーを見せていただいたりしました。どちらの署員の皆様にもお忙しい業務の中でたいへんお世話になりました。

(裏面に続きます)

3年生総合的な学習の時間「手書き地図アワード2022」

3年生は2、3学期に取り組んだ手書き地図のコンテスト、「手書き地図アワード2022」に応募していましたが、このうち4チームの作品が一次審査を通過しました。これは7月の「にしおか」第4号でご紹介していたもので、西鎌倉地域の中で子どもたちがそれぞれお気に入りの場所を表現する絵地図を作製したものです。このコンテストは「手書き地図推進委員会」の方々が審査するもので、同じく一次審査を通過した全国の小学生チームと、3月3日（金）お互いにオンラインでプレゼンテーションをすることになりました。なお、3年生の作品は学校ホームページの中の「学校の様子」にアップする予定です。

西鎌倉地区教育懇話会

2月18日（土）本校会議室で西鎌倉地区教育懇話会の令和4年度第3回代表者会が行われました。「みんなで考える、西鎌倉地域のコミュニティ・スクール」と題し、主に手広中学校と西鎌倉小学校それぞれの地域学校協働活動をどのようにしていったらよいかということについてご意見をいただきました。

西鎌倉地区町内・自治会連合会（ふれあい広場について）

毎月第3日曜日には西鎌倉地区町内・自治会連合会の集まりがありますが、今月19日（日）には次年度のふれあい広場をどのようにしていくかという話題になりました。西鎌小PTAは西鎌倉の子どもたちのためになる持続可能なふれあい広場の形を連合会の皆さんと模索していくこととなります。

なお、令和5年度のふれあい広場は例年のように11月3日ではなく、11月23日（木）を予定しています。

学校継続ガイドラインの一部改訂について

鎌倉市教育委員会では「学校継続ガイドライン(R4.4.7)」の一部改訂を12月7日付けと2月1日付けで保護者の皆様に配付しています。

2月1日付けの主な内容は、①同居家族が体調不良でも本人に体調不良がなければ登校可能（濃厚接触者となった場合は除く）②卒業式・入学式に保護者の出席は各家庭2名以内 ということでした。本校のホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

卒業式におけるマスクの取扱いについて

2月24日付けで鎌倉市教育委員会から卒業式におけるマスクの取扱いについてお知らせが配付されました。主な内容として『児童と教職員にはマスクの着用を求めないが、様々な事情により着用を希望する場合は着用しても差し支えないこと、マスクを着用せず式典に臨むことを前向きに受け止められるよう声かけすること、マスク着用の有無による差別・偏見がないよう指導すること、2メートル以上の距離がとれる式辞等の発話の場面はマスクを外しても差し支えないが、歌唱や呼びかけの場面ではマスク着用など感染症対策を講じること』とされています。また、参加する保護者の皆様には引き続きマスクの着用をお願いします。

なお、卒業式以外の場面では、今年度内は引き続き市の学校継続ガイドラインに基づいて対応しますが、令和5年4月1日以降の新学期における感染症対策は改めてお知らせされることとなります。